

号までに掲げるものをその申請書に添付しなければならない。

一 当該医療を受けた医師の作成した診断書

二～六 (略)

(保健所を設置する市又は特別区)

第三十三条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第二十条
、第二十三条第三項、第五項及び第六項、第二十四条第一項並び
に第三十条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「
区長」と、第二十九条第二項中「都道府県は」とあるのは「市」又
は「特別区は」と読み替えるものとする。

(削除)

(保健所を設置する市又は特別区)

第三十三条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第二十条
、第二十三条第三項、第五項及び第六項、第二十四条第一項並び
に第三十条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「
区長」と、第二十九条第二項中「都道府県」とあるのは「市」又
は「特別区」と読み替えるものとする。

様式第一 (略)
様式第二 (略)
様式第三 (略)

様式第四 (略)
様式第五 (略)

様式第六 (略)

様式第一 (略)
(削除)

様式第一 (略)



結核予防法の一部を改正する法律について

結核は依然我が国最大の感染症であり、患者の特性の変化、予防施策に関する知見の蓄積等の結核を取り巻く状況の変化を踏まえ、予防接種におけるツ反の廃止、定期・定期外健診の効率的な実施等必要な見直しを行い、結核対策の充実強化を図る。

結核を取り巻く状況の変化

◆ 結核罹患率の低下傾向鈍化

- 近年改善が鈍化し、平成9年には罹患率が上昇。10年、11年と連続して悪化。その後も改善は横ばい。
- 日本の結核罹患率は、ロシアを除いた先進諸国中最下位。
依然として「中まん延国」。

※ 新規結核患者数（10万人対）：日本25人、アメリカ5人、イギリス11人、フランス10人

◆ 結核の罹患状況の変化

- 若年者中心の罹患から高齢者、ハイリスク者中心の罹患へ。
(若年者の罹患率の低下)
- 地域格差の拡大。

※ 大阪市の罹患率は長野県の6倍

◆ 予防・医療に関する知見の蓄積

- 予防接種の要否判定のためのツベルクリン反応検査の必要性の否定。

総合的・計画的な施策の推進の必要性

一律的・集団的対応からリスクに応じた対応への転換の必要性

科学的知見に基づく予防接種の実施の必要性

- 若年者結核罹患率の低下
- ツ反偽陽性者のBCG接種機会の喪失
- BCG直接接種の安全性についての科学的知見の蓄積

具体的な見直しの内容

◆ 国・都道府県の計画の策定

- 国における基本指針の策定
- 都道府県における予防計画の策定

◆ リスクに応じた健診の実施

- 患者との接触が疑われる者に対する定期外健康診断の実施の強化
- リスクに応じた定期健康診断の実施

◆ 予防接種におけるツ反の廃止

予防接種の要否判定のために実施していたツ反の廃止・BCG直接接種の導入

◆ 服薬支援の積極的推進

保健所・主治医による服薬支援の推進

施行期日
平成17年4月

結核予防法施行令の一部改正について(概要)

1. 定期健診（第2条関係）

▶ 集団感染防止の観点から

▶ 感染の危険の高低に拘わらず
発症により二次感染を起こす
危険性が高い職業層

▶ 地域の実情に応じた健診の実施

▶ 罹患率の高い高齢者層の健診を
継続するとともに、都市部等結核
罹患率が高い地域における、結核
発症のリスクが高い住民等に
対して重点的な健診を実施

- 学校における健診
高校生、大学生等（入学時健診）
- 施設の入所者に対する健診
刑務所（20歳以上毎年度）
社会福祉施設（老人ホーム、障害者施設等）
(65歳以上毎年度)
- 事業所における健診
学校、病院、診療所、助産所、老健施設、
社会福祉施設の従事者（毎年度）
- 市町村における健診
①65歳以上（毎年度）
②結核の発生の状況、定期健診の結核患者
の発見率その他の事情を勘案して特に必
要と認める者（市町村の定める時期）

・リスク評価を重視した効率的な健診
・接触者健診、有症状者受診に重点

2. BCG予防接種（第2条の2関係）

4歳まで

生後6月まで
(やむを得ない場合は1歳まで)

結核の予防の総合的な推進を図るための 基本的な指針(基本指針)

▶ きめ細かく、実効性の上がる計画

- ・定期健診の対象
- ・BCG接種体制
- ・服薬確認療法の実施
- ・保健所の役割の明確化
- ・施設内(院内)感染防止策

▶ 日本版DOTSの推進

- ・服薬確認を軸とした患者支援
- ・医療機関、保健所等関係機関の連携

▶ 具体的な目標の設定

- 2010年までに
- ・BCG接種率6か月90%・1歳95%
- ・治療失敗・脱落率5%以下
- ・人口10万対罹患率18以下等

国 の 基 本 指 針



都 道 府 県 の 予 防 計 画

1 痢疾患者の診断を行つた医師等の協力によって、
「一般的に保健所等ににおける業務として、
実施されられたもので、結核対策において、
最も重要な位置を占めるものである。

2 郡道府県知事等が定期外の健康診断を行つた場合においては、健康診断を実施するに
よるる保健所等の機関において、關係機関と密接な
連携を図ることにより、感染源及び感染経路の
究明を迅速に進めていくことが可能である。
この際、特に集団感染につながる可
能性のある初発患者の発生に際しては、定期
外の健康診断が報告に従わない場合に、郡
道府県知事等が直接に対象者の身体に聴力
を用いて行政的効果を実現するこわれる定期
強制によつて担保されてくることに留意し
て、秘密や積極的な対応が必要である。
また、感染の場が複数の郡道府県等にわた
る場合は、関係する郡道府県等間又は保健
所間の密接な連携の下、健康診断の対象者
を適切に選定する必要がある。

3 端核患者の先生に際しては、郡道府県知
事等は、定期外の健康診断がなわゆる臨時
強制によつて担保されてくることによつて、積
極的かつ的確に実施することが望ましい。
また、健康診断の勧告等についても、結核
の予防上特に必要があると認めるときに、
結核の感染経路その他の事情を十分に考慮
した上で、結核に感染してゐると疑ふに及
ぶる正当な理由のある者を確実に察知す
べやである。

BCG接種

此への接種の場所の提供その他の緊急時の連絡を確実に取扱うよう、近隣の市町村との連絡を密接に取扱う。また、被接種者の回収施設の推進、接種率の目標達成に対する監視を行なう。

3. あらかじめ接種して数日前、接種場所が開設する場合は、核に感染している場合は、「過度の危険」反応であることを現象を示す」とがある。コハク原発が出現した際では、接種場所が市町村にその旨を報告しないようにして市町村が開設しておいたところが同様であるといふ。市町村が小規模施設にて接種する場合は、必要な情報提供を怠るといふのが問題である。また、医療機関の専門的知識や専門機械による接種が必至な接種時を除かなければ、より多くの接種者が可能である。

4. 接種に關する情報取扱い

国及び都道府県は、接種に關する情報の収集及び分析並びに公表を進めるといつて、海外の接種率生産課の収集並びに「日本」、題字標識との連携の下に進めてこゝりとお側面である。

六、小説試験を既定するに當たつての臨時措置

小説試験に於いて、地域の実情に因した指揮官のための接種率に關する事項を定めるに当たつては、1. 小説試験及び接種の八方に定める事項を踏まべるとともに、特記し、次に掲げる事項について既定するに於けることとする。

1. 接種予防のための接種の考え方
2. 定期・定期外の健康診断の技術等の問題
3. 既定の接種率及び接種対象の向上に關する事項
4. 都道府県等及び保健所の役割に關する事項

四、接種率に關する事項

1. 接種に係る医療提供の考え方

1. 接種導師に於いて、早期に改正な医療の提供のための原則に關する事項